

## 方向性2 女性を守る

～女性に対する暴力の予防と被害回復を進め、その根絶を目指す～

- 推進項目4 配偶者等からの暴力事案への対策の推進
- 推進項目5 ストーカー事案への対策の推進
- 推進項目6 性犯罪等への対策の推進

## 方向性 2 女性を守る

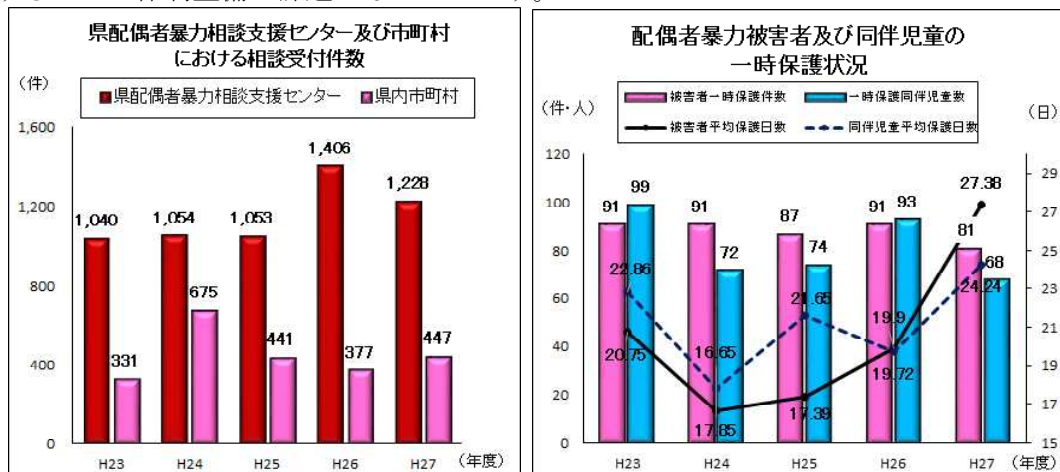
～女性に対する暴力の予防と被害回復を進め、その根絶を目指す～

### 推進項目 4 配偶者等からの暴力事案への対策の推進

#### 1 現状と課題

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、外部からその発見が困難な家庭内において発生することが多いため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

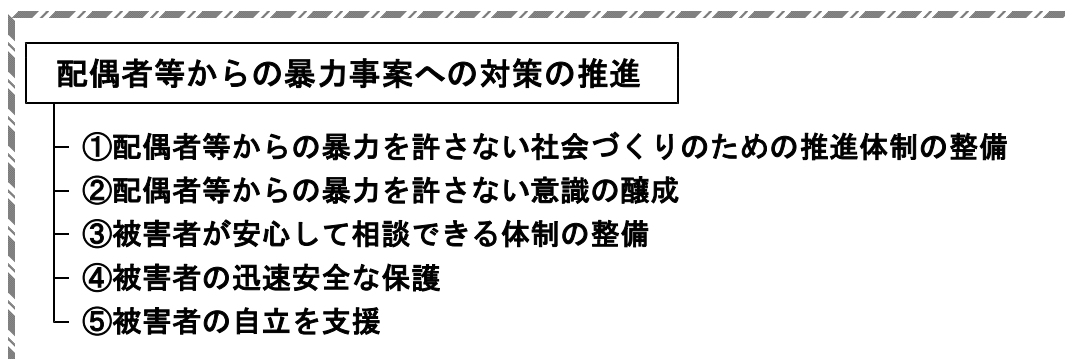
県配偶者暴力相談支援センターにおける平成27年度中の配偶者等からの暴力に係る相談件数は1,228件、被害者の一時保護件数は81件であったほか、被害者等の平均保護日数が長期化の傾向にあり、多様化する被害者のニーズを的確にとらえ、一時保護機能の充実を図るなど、被害者及び同伴する子供を加害者から安全かつ速やかに保護するための体制整備が課題となっています。



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」といいます。）の制定により、通報、相談、保護、自立支援等の体制が整備され、県配偶者暴力相談支援センターによる相談・一時保護の業務が開始されました。その後、平成16年6月には、配偶者暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、都道府県における施策の実施に関する基本的な計画（以下「県基本計画」といいます。）の策定等を内容とする改正が行われました。また、地域に根差したきめ細かな支援を行うためには、被害者にとって最も身近な行政主体である市町村の役割が重要であることから、平成19年7月には、市町村における施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」といいます。）の策定及び支援センター業務の実施について、市町村の努力義務とすること等を内容とする改正が行われました。しかしながら、県内では、平成28年10月現在、4市において市町村基本計画が策定され、1市において支援センターが設置されているのみです。平成26年1月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて、配偶者暴力防止法の適用対象とする改正が行われました。

配偶者暴力防止法においては、被害者を女性に限定していません。しかしながら、被害者の多くは女性であり、男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として女性に対する暴力は絶対にあってはならず、配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現を目指す必要があります。

## 2 課題を踏まえた基本方針



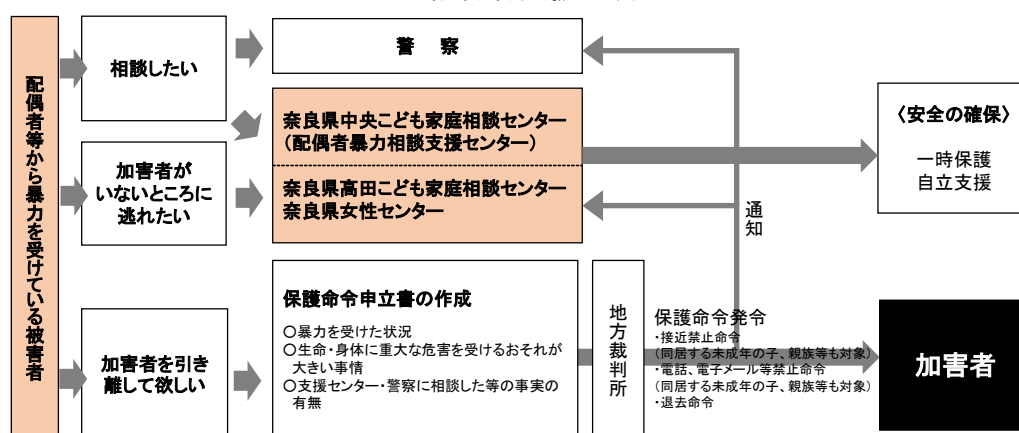
## 3 施策の展開

### (1) 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制の整備

#### ア 県配偶者暴力相談支援センターにおける支援の充実

県配偶者暴力相談支援センターは、被害者の相談・保護・支援において中心的な役割を果たしています。被害者の保護を行うにあたっては、警察、福祉事務所、市町村、関係機関と相互に連携を図りながら、協力して被害者支援を行います。

被害者支援の流れ



【担当課：こども家庭課】

#### イ 市町村における支援の充実

平成19年の配偶者暴力防止法改正により、市町村に対しては、市町村基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされました。

市町村は、被害者にとって最も身近な行政主体であることから、被害者支援に関する基本的な情報の提供や、関係機関等との連携による自立に向けた継続的な支援等、市町村の主体的な取組を支援します。

【担当課：こども家庭課】

#### ウ 民間支援団体との連携・協働の推進

様々な状況にある被害者のニーズに応じ、適切で時宜を得た支援が行えるよう、配偶者等からの暴力被害者支援協議会を開催し、関係機関との情報の共有化を図ります。

民間支援団体の活動を支援するため、市町村や民間団体の配偶者暴力相談担当者

の実務能力向上を目的とした「DV相談支援専門研修」の開催等、相談活動への支援を行うなど、連携・協力を図ります。

【担当課：こども家庭課】

## (2) 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成

### ア 学校・家庭・地域等での人権教育の推進

配偶者等からの暴力に係る被害者は、その多くが女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係等、今日の社会において男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題です。また、子供の面前で行われる配偶者等からの暴力は、児童虐待防止法において、児童虐待であると規定されており、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。

配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現のためには、県、市町村はもとより、県民一人一人が配偶者暴力防止法の趣旨を十分に理解し、様々な観点から幅広い取組を進める必要があります。配偶者等からの暴力が重大な人権侵害であるという認識を社会全体で共有し、様々な暴力を容認しない社会づくりができるよう、フォーラムや講座を開催し、学校、家庭、地域等において人権教育を推進します。

【担当課：女性活躍推進課、こども家庭課】

### コラム

#### 《女性に対する暴力防止フォーラム》

配偶者等からの暴力、性犯罪、セクシュアルハラスメント等の女性に対する暴力の根絶を目指し、県民の意識啓発を図るため、年に1回、「女性に対する暴力防止フォーラム」を開催しています。



### イ 若年層に対する教育・啓発の推進

男女間の暴力は、同居していない交際相手からの暴力（デートDV）も起きていることから、その実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を図ります。

また、学校、教育委員会と連携の上、生徒及び教員を対象に、高校等への出前講座の実施等により、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図ります。

【担当課：女性活躍推進課、こども家庭課】

### ウ 関係機関からの発見・通報体制の充実

配偶者等からの暴力は家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、加害者からの報復や家庭の事情等の理由により、支援を求めることをためらうことも多いため、広く社会から被害者を早期に発見するための情報を求める必要があります。身近な人や関係者、特に被害者を発見しやすい立場にある医師その他の医療関係者による通報が適切に行われるよう、配偶者等からの暴力についての理解と通報の必要性について周知を図ります。

【担当課：こども家庭課】

## (3) 被害者が安心して相談できる体制の整備

### ア 信頼できる相談員等の育成

現場のニーズに即した研修を実施するとともに、二次的被害を防止し、適切な被

害者支援を行うため、配偶者暴力相談支援センターの相談員等、支援に従事する関係者の資質の向上・維持に継続的に取り組みます。被害者からの相談内容が複雑・多様化しているため、相談員に対するメンタルヘルスケア等を実施します。

【担当課：こども家庭課、女性活躍推進課】

## イ 被害者が相談しやすい環境整備

配偶者等からの暴力に係る相談は増加傾向にあり、被害者の年代も幅広いほか、外国人や障害者等も含まれることから、多様な背景や問題を抱えている被害者に対して、人権に配慮しながら、個々の状況に応じた相談を行います。県や市町村、「女性の人権ホットライン」等の人権擁護機関、警察や民間の相談機関相互の連携を一層強め、被害者に対し必要な情報提供や援助を幅広く行えるよう努めます。

【担当課：別添「女性の相談窓口一覧」参照】

### コラム

#### 《配偶者等からの暴力に関する相談窓口の周知》

配偶者等からの暴力に関する早めの相談を促し、深刻な被害を未然に防止するために、相談窓口を周知するパンフレットや「DV相談窓口周知カード」を作成し、県内のコンビニエンスストアや大型商業施設等に配布しています。



DV相談窓口周知カード

## ウ 警察における相談体制の整備

配偶者等からの暴力の被害者の要望に応えるため、女性警察官の採用・登用を拡大し、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害が生じることのないよう女性職員による相談対応を充実させるとともに、被害者の心情に配慮した相談の実施等、被害者が相談しやすい環境整備に努めます。

【担当課：警察本部警務課、人身安全対策課、捜査第一課】

## (4) 被害者の迅速安全な保護

### ア 一時保護体制の充実

被害者本人や同伴する子供に被害が及ぶことを防ぐため、緊急的な保護が必要な場合、被害者本人の意思に基づいて一時保護を行います。また、必要に応じ、一時保護委託や都道府県域を超えた保護も実施します。

【担当課：こども家庭課】

### イ 被害者が安心できる安全な保護体制の整備

被害者及び同伴する子供は、繰り返される暴力の中で、心身ともに傷ついていることが多く、相談・保護に関わる職員が連携して、心理的な援助等を行うよう努めます。被害者から相談を受け、支援を行うにあたっては、被害者の国籍や障害の有無を問わず、その立場に配慮した対応に努めます。

【担当課：こども家庭課】

## ウ 被害者の安全を最優先とした厳正な対処

県警察においては、配偶者等からの暴力被害の発生を防止するための措置を講じるとともに、被害者に対して助言、指導を行い、加害者に対しても必要な指導、警告を行います。また、配偶者暴力防止法に基づく被害者からの援助申出や裁判所の保護命令の決定に迅速に対応し、被害の未然防止に努めます。

さらに、加害者の行為が暴行、傷害、脅迫等の犯罪にあたる場合は厳正に対処し、被害者の安全の確保を徹底します。

【担当課：警察本部人身安全対策課、捜査第一課】

## エ 被害者情報の保護

被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者等の保護、捜査等に職務上関係のある者として、その職務を行うに当たり、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮するとともに、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不正に利用し、被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図ります。

【担当課：こども家庭課、警察本部人身安全対策課、捜査第一課】

## (5) 被害者の自立を支援

### ア 総合的な支援の充実

就業の促進、住宅の確保、援護、健康保険等の社会生活に必要な制度、子供の就学等の情報提供や助言を行い、被害者の状況に応じた早期自立を支援します。被害者の自立支援については、利用できる既存の福祉制度、施設等を被害者の立場に立って幅広く検討する必要があり、関係機関、市町村と緊密に連携します。

【担当課：こども家庭課】

### イ 住宅支援の充実

一時保護所を退所した被害者の約半数が、夫の元又は実家等への帰宅を選択している現状にあり、自己の生活基盤又は精神的基盤を失うことに対する抵抗感が強い傾向にあります。退所後に加害者の家に戻らず、新たな生活を始めようとする被害者の自立を支援するためには、住宅を確保し、居住の安定を図ることが重要です。

【担当課：こども家庭課、住まいまちづくり課】

## コラム

### 《県営住宅の募集に係る福祉枠》

県営住宅は、住宅に困窮されている低所得者の方々のために、奈良県が供給している公的賃貸住宅です。県営住宅の入居募集は、「一般世帯向け」と「福祉世帯向け」に分けて行っており、配偶者からの暴力被害者又は交際相手（生活の本拠を共にしている）からの暴力被害者がいる世帯等は、「福祉世帯向け」の枠で申し込むことができます。

### ウ 就業支援の充実

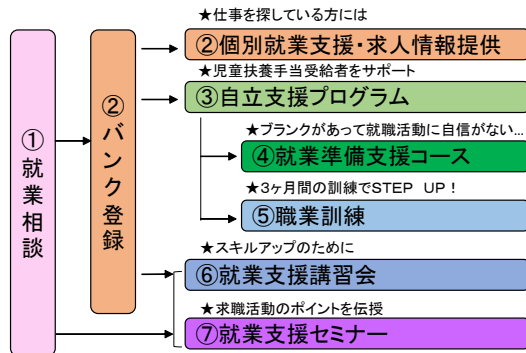
被害者が早期に自立して生活ができるよう、経済基盤の確立に向けた就労支援を行います。就労情報の提供や助言を行うとともに、ハローワーク等関係機関と連携を密にしながら支援を行います。子供のいる被害者については、奈良県母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）を活用した積極的な就労支援を行います。

【担当課：こども家庭課、女性活躍推進課、雇用政策課】

## コラム

### 《奈良県母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）》

就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等をワンストップサービスで行い、ひとり親家庭の就業による自立を支援しています。



## エ 同伴する子供の支援の充実

配偶者等からの暴力が被害者のみならず、その子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、心理担当職員及び児童相談部門と連携し、被害者の子供に対する精神的ケア等の支援を推進します。被害者から申出があった場合には、子供が通学する学校や幼稚園、保育所等において、加害者に居所が知られることがないように配慮します。転校等の手続等は、関係機関と学校、教育委員会等が連携し、子供に関する情報を適切に管理します。

【担当課：こども家庭課、教育委員会生徒指導支援室、教育振興課、子育て支援課】

## 4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
DV相談支援専門研修事業 【3(1)イ・ウ・(3)ア】	市町村や民間団体の配偶者等からの暴力相談担当者等に対して研修会を開催し、実務能力の向上を図るとともに、情報共有・連携体制の構築を図ります。	こども家庭課
DV被害者支援事業 【3(1)ウ】	配偶者等からの暴力被害者支援協議会を開催し、関係機関の連携体制の確立を図ります。	こども家庭課
女性に対する暴力防止対策事業 【3(2)ア】	DV、性犯罪、セクシュアルハラスメント等の女性に対する暴力の根絶を目指し、県民の意識啓発を図るため、女性に対する暴力防止フォーラムを開催します。	女性活躍推進課
DV予防啓発事業 【3(2)イ】	高校生等を対象にDV予防啓発出前授業を実施します。	女性活躍推進課
情報・相談事業、女性相談機関研修会・交流会 【3(3)ア】	相談員等の資質向上を図り、情報交換を図るための研修会を開催します。	女性活躍推進課
女性一時保護事業	被害者の一時保護の実施、生活指導・精神的なケア	こども家庭

【3(4)ア】	等を行います。	課
ストーカー・配偶者等からの暴力被害者の一時避難等経費の公費負担制度 【3(4)ウ】	ストーカー・配偶者等からの暴力事案のうち、危険性・切迫性が高い事案の被害者等に対して、民間宿泊施設への一時避難に伴う費用について公費負担を行います。	警察本部人身安全対策課
被害者緊急通報システムの運用 【3(4)ウ】	ストーカー・配偶者等からの暴力事案被害者等に携帯電話を貸与し、被害者等が急場において、位置情報を発信することにより警察官が現場へ臨場し、被害者等の身体等の安全確保を図ります。	警察本部人身安全対策課
母子家庭の母等の就業支援事業 【3(5)ウ】	ひとり親家庭の自立に向け、就業相談、就業支援講習会の実施等資格取得の支援等を実施します。	こども家庭課
【再掲】「心の教育」推進事業（スクールカウンセラー活用事業） 【3(5)エ】	スクールカウンセラーを学校に配置することで、児童生徒の悩み、不安、ストレス等の解消を図り、問題行動の防止、いじめ、不登校等への対応の充実に図ります。	教育委員会生徒指導支援室
【再掲】スクールカウンセラー等の配置促進事業 【3(5)エ】	いじめ防止等のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置する私立小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に対し財政支援を行います。	教育振興課

## 5 関係者に期待される役割

市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者にとって最も身近な行政主体として、市町村基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センターの設置、相談窓口等における被害者支援に関する基本的な情報の提供や、関係機関等との連携による被害者の自立に向けた継続的な支援をお願いします。</li> <li>加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不正に利用し、被害者等の住所を探索することが予測されることから、警察や配偶者暴力相談支援センター等と連携の上、被害者情報の保護を徹底してください。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者等からの暴力によって負傷し、又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報してください。</li> </ul>
県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>悩んでいる方がおられたら、配偶者暴力相談支援センター又は警察に相談してください。</li> </ul>

## 6 KPI指標

指標名	現状	目標	担当課
市町村基本計画を策定する市町村数	4市 (H28年)	12市町村 (H33年)	こども家庭課



D V相談支援専門研修への参加市町村数	15市町村 (H27年)	39市町村 (H33年)	こども家庭課
D V予防啓発出前授業の実施校数	累計21校 (H25～H27年)	累計40校 (H28～H32年)	女性活躍推進課
全警察官に占める女性警察官の割合	9.3% (H28.4.1)	10.0% (H30.4.1)	警察本部警務課
予防し得たにも関わらず、相談を受理したD V事案からエスカレートして発生した殺人事件の件数	0件 (H27年)	0件 (H33年末まで)	警察本部人身安全対策課
相談を受けた場合における事案の概要や相談者の要望等を記載した書面の作成率	100% (H27年)	100% (H33年)	警察本部人身安全対策課
一時避難に係る公費負担制度について、協定を締結した民間宿泊施設数	5施設 (H27年)	10施設 (H33年)	警察本部人身安全対策課
母子家庭等就業・自立支援センターのバンク登録者の就業率	41.1% (H27年)	50.0% (H32年)	こども家庭課

## 7 関係する他計画等

- ・ 奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）
- ・ 奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）
- ・ 奈良県警察におけるワークライフバランス等推進のための取組計画

## 方向性 2 女性を守る

～女性に対する暴力の予防と被害回復を進め、その根絶を目指す～

### 推進項目 5 ストーカー事案への対策の推進

#### 1 現状と課題

ストーカー事案は、被害者の生活の平穩を害するものであるとともに、事態が急展開して重大な結果に発展するおそれが高く、被害者等の安全確保を最優先に、被害者の立場に立った迅速・的確な対応を行う必要があります。

平成11年に発生した埼玉県桶川市における女子大生殺人事件を契機に、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）が成立しました。その後、全国警察では、被害者等の安全確保が最優先との観点から、各種法令の積極的な適用による加害者の検挙、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラの設置等により被害者等の保護措置の徹底を図るほか、組織を挙げた迅速・的確な対応を推進してきました。さらに、被害者の意思決定支援手続や、危険性判断チェック票の導入を図っています。

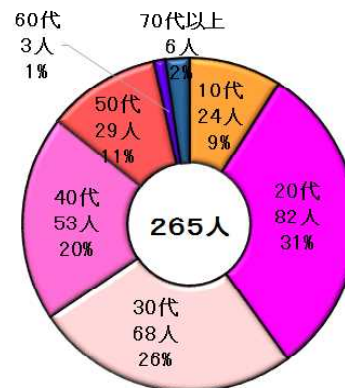
平成25年6月には、連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加されるなど、ストーカー行為の実態を踏まえた改正が行われましたが、全国的にみると、同年10月に東京都三鷹市で発生した女子高校生殺人事件のほか、平成28年5月には、東京都小金井市でタレント活動をする女子大学生がファンの男に刺されるなど、重大な結果に至った事件が後を絶ちません。

県警察におけるストーカー事案の認知件数は平成27年中265件（265人）で、依然として高止まりの状態にあります。また、県警察が認知したストーカー事案の被害者の40%が10～20歳代と、若年層のストーカー被害が深刻化しているほか、近年では、SNS等の交流サイト等、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、被害の実態が多様化しています。

ストーカー事案への対応状況の推移(H23～H27)

区分(件)	年次	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
ストーカー認知件数		162	240	264	341	265
検挙	刑法等検挙	12	24	22	30	21
	ストーカー規制法違反検挙	6	11	6	11	7
ストーカー規制法に基づく対応	警告	16	37	36	40	42
	禁止命令等 仮の命令	1 0	0 0	1 0	1 0	2 0
	警察本部長等への援助の 申出の受理件数	65	109	234	247	246
その他の対応	防犯指導	40	185	170	270	287
	指導警告	28	76	114	94	137
	パトロール	1	5	72	201	105
	関係機関への引継ぎ	0	6	0	2	8
その他	1	0	23	1	136	

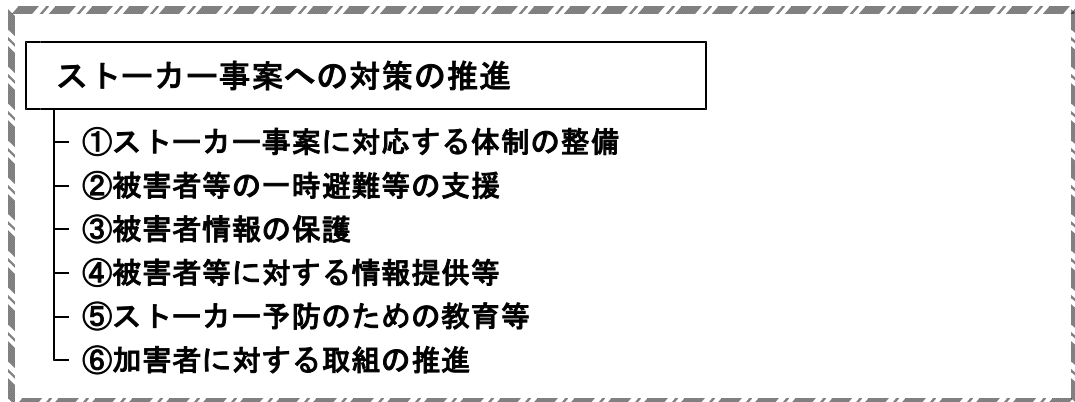
ストーカー被害者年代別割合(H27年中)



若い世代であればあるほど相談先や対処が分からないという指摘もあり、特に若年層に対して、相談窓口や被害実態等を教示するとともに、ストーカーの被害者にも加害者にもならないようにするための教育啓発が必要です。さらに、執拗なつきまとい等を繰り返す加害者の特性に鑑み、加害者更生に関する取組を推進するほか、危害を受ける恐れがある被害者等の個人情報等を所有する関係機関は、加害者に制度を不正に利用され、入手されることがないよう対策を講じる必要があります。

なお、被害者等が中長期的に避難し、生活するためには住居・雇用の安定が不可欠であり、社会全体でどのように支援していくかが、今後の課題です。

## 2 課題を踏まえた基本方針



## 3 施策の展開

### (1) ストーカー事案に対応する体制の整備

#### ア 警察における体制の整備

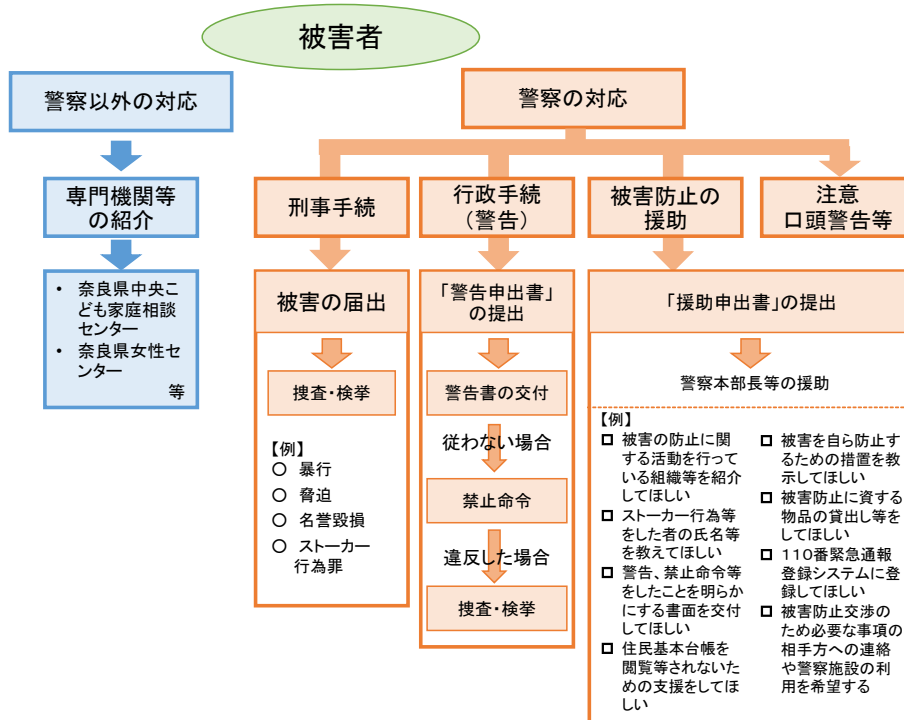
事案認知時において危険性・切迫性を見極めるため、被害者等からの相談対応に当たっては、生活安全部門の担当者と刑事部門の捜査員が共同で聴取するなど組織的な対応を徹底しています。また、平成28年4月から、警察本部に24時間体制で事案の初期的対処を行う体制を整備しています。引き続き、研修やマニュアル等により専門的能力の向上を図るほか、ストーカー被害者の要望に応えるため、女性警察官の採用・登用を拡大し、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害が生じることのないよう女性職員による相談対応を充実させるとともに、被害者の心情に配慮した相談の実施等、被害者が相談しやすい環境整備に努めます。

【担当課：警察本部警務課、人身安全対策課、捜査第一課】

《被害者の意思決定支援手続》

事案の危険性やストーカー規制法等に基づき警察が執り得る措置等を被害者等に図示しながらわかりやすく説明し、被害者等が求める対応について意思決定を支援するためのものです。この手続により被害者等の意思を明確にすることで、被害者等と共通認識を持って、より迅速・的確な事案対応を図っています。

ストーカー事案に関する手続の流れ



イ 関係機関における被害者等の支援機能の拡充等

ストーカー事案については、警察以外の機関においても相談対応に当たることがあるところ、いずれの関係機関に相談が寄せられても、相談者のニーズに応じ、適切かつ効果的な支援を行うことができるよう、支援機能の拡充を図ります。

また、被害者等の支援やその安全の確保を的確に実施するため、配偶者等からの暴力被害者支援協議会、なら被害者支援ネットワーク等、既存の地域における関係機関の協議会の活用も考慮します。

警察に相談することをためらう被害者等もいることから、警察以外の関係機関においても被害者支援の充実を図るため、マニュアルを作成するなどして、被害者等に対する相談対応・カウンセリング等を推進します。

【担当課：こども家庭課、教育振興課、女性活躍推進課、人権施策課、教育委員会生徒指導支援室】

(2) 被害者等の一時避難等の支援

ア 一時保護の実施

奈良県中央こども家庭相談センターにおいて、被害者の安全確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、体制を整備し、緊急時（夜間・休日を含みます。）についても、適切な一時保護を実施します。

【担当課：こども家庭課】

### イ 一時避難に係る経費の負担

危害を受けるおそれがある被害者等について、加害者を検挙し、又は被害者等が安全な場所に移るまでの一時的な避難先として、ホテル等の民間宿泊施設を利用する場合、一時避難に係る経費の一部を負担して、被害者等の安全確保のための取組を促進します。

【担当課：警察本部人身安全対策課】

### ウ 中長期的避難のための支援措置

奈良県中央子ども家庭相談センターにおいては、一時保護中の被害者に対して、退所後の就労支援やアパート等の賃借に向けた支援を含む中長期的な避難のための支援を行います。

また、県、市町村の犯罪被害者等のための総合的な対応窓口においても適切な対応が行われるよう、必要な情報提供を行います。

被害者等の県営住宅への入居については、現在、緊急的な一時受入を行っていますが、期間は原則1年までとなっていることから、再被害の防止の観点や地域の実情等を踏まえ、優先入居等による長期的避難の支援が図られるように検討します。

さらに、県営住宅等への入居は家具等の調達に時間や費用を要する面もあることから、この点を解消できるような支援の取組についても検討します。

【担当課：子ども家庭課、女性活躍推進課、住まいまちづくり課】

## (3) 被害者情報の保護

被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者等の保護、捜査等に職務上関係のある者として、その職務を行うに当たり、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮するとともに、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不正に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図ります。

【担当課：警察本部人身安全対策課、捜査第一課、女性活躍推進課、子ども家庭課】

## (4) 被害者等に対する情報提供等

### ア 窓口等の周知等

ストーカー被害の未然防止・拡大防止のためには、早期に危険の兆候を把握し、対応する必要があることから、関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するほか、県、県警察のホームページにおいて被害者支援情報を掲載し、ストーカー事案の特徴、被害防止対策、早期の相談の必要性等の情報を広く提供します。

また、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月）、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）、「子ども・若者育成支援強調月間」（11月）等多様な機会を通じ、ストーカー被害の未然防止・拡大防止の必要性等について県民の理解の増進を図るため、関係機関・団体と連携した広報・啓発を推進します。

【担当課：教育振興課、女性活躍推進課、子ども家庭課、人権施策課、教育委員会生徒指導支援室、警察本部人身安全対策課】

《広報啓発活動の実施》

県では、男女共同参画推進のため、ストーカー行為、配偶者等からの暴力等の女性に対する暴力を防止することを目的として「女性に対する暴力防止啓発パネル」を作成し、県内の市町村及び民間団体等が主催する非営利目的の展示やイベント等の開催時に貸し出しています。

また、県警察では、ストーカー等の対応マニュアルを作成の上、ホームページに掲載して、早期の相談を呼び掛けています。



女性に対する暴力防止啓発パネル



DV・ストーカー対応マニュアル

イ 被害実態の周知

県警察は、県、市町村等における相談対応や、関係機関における周知・啓発に活用していただくため、ストーカー事案の対応状況等について情報提供します。

【担当課：警察本部人身安全対策課】

(5) ストーカー予防のための教育等

ア 若年層に対する教育啓発の推進等

県、教育委員会は、県警察と連携して非行防止教室や防犯教室等、様々な機会を捉え、ストーカー事案をめぐる情勢、具体的事例、対応方法を伝え、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進します。また、ストーカー事案では、自己の写真の撮影・送付や、自己の行動等に関する情報の書き込みを加害者に利用され、思わぬ事態を引き起こす可能性があることに留意しつつ、若年層に対し、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育啓発を推進します。

近年、交際中に撮影した元交際相手の性的画像等を撮影対象者の同意なくインターネット等を通じて公表する行為（いわゆるリベンジポルノ等）により、被害者が多大な精神的苦痛を受ける事案が発生しています。このような状況を受け、平成26年11月、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律が成



DVD教材

立し、同年12月から全面施行されました。警察では、被害者の要望を踏まえつつ、違法行為に対して厳正な取締りを行い、公表された私事性的画像記録の削除のための措置等の迅速な対策を講じるとともに、被害防止教育の推進等を通じて被害の未然防止を図ります。

【担当課：女性活躍推進課、教育振興課、教育委員会保健体育課、生徒指導支援室、警察本部人身安全対策課】

#### イ 教員に対する研修

ストーカー予防のための教育指導を適切に実施するため、若年層を対象とした教育啓発について、関係機関・団体と連携しつつ、研修等により、教育関係者等の理解を促進します。

【担当課：女性活躍推進課、教育振興課、教育委員会生徒指導支援室】

### (6) 加害者に対する取組の推進

#### ア 被害者等の保護を最優先とした厳正な対処

ストーカー事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれの大きいことから、県警察においては、被害者等の安全の確保を最優先に、加害者の検挙や被害者等の保護措置等の組織による迅速・的確な対応を推進するとともに、被害者緊急通報システムや警戒用カメラ等の必要な資機材の整備等を行い、ストーカー事案への対処能力の向上を推進します。

【担当課：警察本部人身安全対策課、捜査第一課】

#### イ 加害者更生に関する取組の推進

個々のストーカー加害者の問題性を踏まえながら、警察、医療機関等が適切に連携を図りながら、加害者に対して更生のための働き掛けを行います。

【担当課：警察本部人身安全対策課、保健予防課】

## 4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
【再掲】DV相談支援専門研修事業 【3(1)イ】	市町村や民間団体の配偶者等からの暴力相談担当者等に対して研修会を開催し、実務能力の向上を図るとともに、情報共有・連携体制の構築を図ります。	こども家庭課
【再掲】DV被害者支援事業 【3(1)イ】	配偶者等からの暴力被害者支援協議会を開催し、関係機関の連携体制の確立を図ります。	こども家庭課
【再掲】情報・相談事業、女性相談機関研修会・交流会 【3(1)イ】	相談員等の資質向上を図り、情報交換を図るための研修会を開催します。	女性活躍推進課
【再掲】「心の教育」推進事業（スクールカウンセラー活用事業） 【3(1)イ】	スクールカウンセラーを学校に配置することで、児童生徒の悩み、不安、ストレス等の解消を図り、問題行動の防止、いじめ、不登校等への対応の充実に図ります。	教育委員会生徒指導支援室
【再掲】スクールカウンセラー等の配置促進事業 【3(1)イ】	いじめ防止等のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置する私立小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に対し財政支援を行います。	教育振興課

【再掲】女性一時保護事業 【3(2)ア】	被害者の一時保護の実施、生活指導・精神的なケア等を行います。	こども家庭課
【再掲】ストーカー・配偶者等からの暴力被害者の一時避難等経費の公費負担制度 【3(2)イ】	ストーカー・配偶者等からの暴力事案のうち、危険性・切迫性が高い事案の被害者等に対して、民間宿泊施設への一時避難に伴う費用について公費負担を行います。	警察本部人身安全対策課
【再掲】女性に対する暴力防止対策事業 【3(4)ア】	DV、性犯罪、セクシュアルハラスメント等の女性に対する暴力の根絶を目指し、県民の意識啓発を図るため、女性に対する暴力防止フォーラムを開催します。	女性活躍推進課
【再掲】DV予防啓発事業 【3(5)ア・イ】	高校生等を対象にDV予防啓発出前授業を実施します。	女性活躍推進課
【再掲】被害者緊急通報システムの運用 【3(6)ア】	ストーカー・配偶者等からの暴力事案被害者等に携帯電話を貸与し、被害者等が急場において、位置情報を発信することにより警察官が現場へ臨場し、被害者等の身体等の安全確保を図ります。	警察本部人身安全対策課

## 5 関係者に期待される役割

市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ストーカーに対応する窓口の設置、相談対応のためのマニュアル等の整備をお願いします。</li> <li>・ 被害者等の支援や安全確保のため、既存の協議会等を活用するなどして相談者のニーズに応じた支援をお願いします。</li> <li>・ 加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不正に利用し、被害者等の住所を探索することが予測されることから、警察や配偶者暴力相談支援センター等と連携のうえ、被害者情報の保護の徹底を図ってください。</li> <li>・ 関係機関と連携し、相談窓口の周知、ホームページにおける被害者支援情報を掲載等の情報提供をお願いします。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接客等の業務に伴いストーカー被害に遭っている従業員がいる場合、安全確保のため、警察からの助言を受け、一時的に配置転換する等の措置を図っていただくようお願いします。</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悩んでいる方がおられたら、警察又は配偶者暴力相談支援センターに相談してください。</li> </ul>

## 6 KPI指標

指標名	現状	目標	担当課
【再掲】相談を受けた場合における事案の概要や相談者の要望等を記載した書面の作成率	100% (H27年)	100% (H33年)	警察本部人身安全対策課



【再掲】全警察官に占める女性警察官の割合	9.3% (H28.4.1)	10.0% (H30.4.1)	警察本部警務課
【再掲】DV相談支援専門研修への参加市町村数	15市町村 (H27年)	39市町村 (H33年)	こども家庭課
【再掲】一時避難に係る公費負担制度について協定を締結した民間宿泊施設数	5施設 (H27年)	10施設 (H33年)	警察本部人身安全対策課
【再掲】DV予防啓発出前授業の実施校数	累計21校 (H25～H27年)	累計40校 (H28～H32年)	女性活躍推進課
【再掲】生徒（高等学校）対象の防犯訓練（防犯教室含む）実施率	48.8% (H27年度)	100% (H33年度)	教育委員会保健体育課 警察本部人身安全対策課
加害者更生に関する警察と医療機関との連携に係る枠組みの構築	無し (H27年)	構築 (H33年)	警察本部人身安全対策課
予防し得たにも関わらず、相談を受理したストーカー事案からエスカレートして発生した殺人事件の件数	0件 (H27年)	0件 (H33年末まで)	警察本部人身安全対策課

## 7 関係する他計画等

- ・ 奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）
- ・ 奈良県警察におけるワークライフバランス等推進のための取組計画

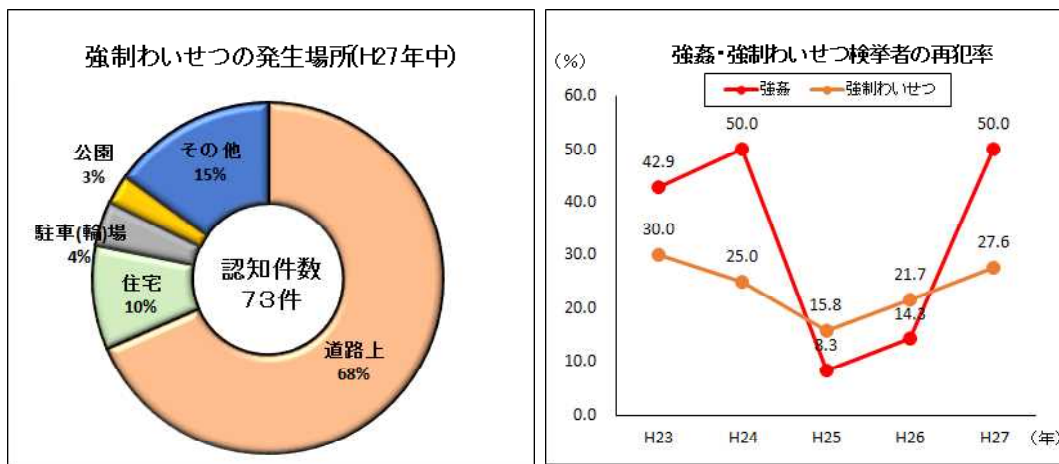
## 方向性 2 女性を守る

～女性に対する暴力の予防と被害回復を進め、その根絶を目指す～

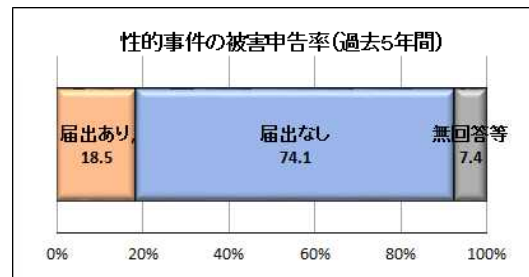
### 推進項目 6 性犯罪等への対策の推進

#### 1 現状と課題

強制わいせつ等の性犯罪被害は、夜間、駅周辺の人通りの少ない道路上で発生することが多く、目撃者の確保が難しい一方で、再犯率の高さから犯人の常習性がうかがえるほか、行為が次第にエスカレートする特性があります。被害者のみならず地域住民にも大きな不安感を与えるため、犯人を早期に検挙し、被害の拡大を防止することが強く求められます。また、未然防止の観点から、被害防止講習の実施、地域における「声かけ」、「つきまとい」等の前兆事案や不審者情報を共有する枠組みの構築、防犯灯・防犯カメラの整備等を進める必要があります。



性犯罪被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害を届け出て事件化することを躊躇する傾向があり、法務省が平成24年に行った「犯罪被害実態調査」の結果では、過去5年間に受けた性的被害を捜査機関に届け出た者は18.5%と、被害が潜在化していることがうかがわれます。性犯罪被害者が安心して届出ができる環境をつくる必要があります。県警察としては、被害者の要望を踏まえた対応ができるよう、交番への女性警察官の配置拡大や刑事部に3班交替で24時間対応する女性班「CLOVER（クローバー）」を設置するなどの体制整備を進めているところです。



性犯罪は、被害者の心に深い傷を残し、無気力や不眠に加え、被害当時の苦痛な体験が急によみがえるフラッシュバックの症状が表れるほか、「もっと気を付けていればよかった」と自身を責めるなど精神的に追いつめられる傾向にあります。また、被害者の一生に関わる健康被害を負わせることから、性犯罪被害者の負担を軽減するためには、被害者の心情、プライバシー等に配慮した対応が必要であり、性犯罪被害者の経済的負担の軽減を図るため、初診料、診断書料、緊急避妊に要する経費等の支援を行う制度を充実させるとともに、被害直後からの支援を可能な限り一箇所で提供するという、総合的な対策が必要です。

## 2 課題を踏まえた基本方針

### 性犯罪等への対策の推進

- ①性犯罪等への的確な対応
- ②被害者への支援・配慮等
- ③未然防止に向けた取組の推進

## 3 施策の展開

### (1) 性犯罪等への的確な対応

#### ア 犯罪発生時の的確な対応

県民の多様な要望に応えるため、県警察では、女性警察官の登用を拡大し、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害が生じることのないよう女性職員による相談対応を充実させるとともに、被害者の心情に配慮した相談の実施等、被害者が相談しやすい環境整備に努めます。

犯罪発生時には、迅速かつ広範囲に手配を実施して、的確な初動警察活動を実施し、被疑者の早期検挙に努めます。

また、女性警察官の性犯罪捜査担当係への配置や、性犯罪被害者支援要員への指名により、性犯罪被害者の要望を踏まえた24時間体制の支援を行います。

【担当課：警察本部捜査第一課、警務課、  
県民サービス課、人身安全対策課】

### コラム

#### 《機動捜査隊女性班CLOVER（クローバー）》

県警察では、女性被害者等の対応のため、女性警察官が必要とされる場合等に、夜間・休日を含めて女性警察官が対応できる体制の整備を目的として、平成26年、刑事部に3班交替で24時間対応する女性班を設置しました。この班を、Crime Lockout Organization for Victims Encountering every Risk（あらゆる危険に直面している被害者の方のために犯罪を取り締まる組織）の頭文字をとって、クローバーと命名しました。



CLOVER発足式

#### イ 先制・予防的活動の推進

「声かけ」、「つきまとい」等の事案については、行為がエスカレートし、重大事件に発展する危険性を有していることから、発生状況を分析した上で、先制・予防的活動を行い、行為者を早期に特定して、検挙又は指導・警告措置を講じるなどの対応により、犯罪の未然防止を図ります。

【担当課：警察本部人身安全対策課】

## ウ 潜在化防止及び相談しやすい環境づくりの推進

警察の対応が、女性被害者の心情等への配慮を欠いたものにならないよう、県民に一番身近に接する交番等への女性警察官の配置を拡大するほか、警察本部に性犯罪専用の相談電話「性犯罪110番」を設置するなど、性犯罪等の被害者が安心して警察に届出ができる環境を整備して、被害の潜在化防止に努めます。

さらに、県の相談窓口で受け付けた相談であっても、迅速に警察に引き継がれるよう、連携を強化します。

【担当課：別添「女性の相談窓口一覧」参照】

## (2) 被害者への支援・配慮等

### ア 被害者の心情に配慮した事情聴取等の実施

県警察では、性犯罪被害者支援要員が被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた被害者支援活動を行うほか、被害者の心情に配慮した事情聴取を行います。

【担当課：警察本部捜査第一課、県民サービス課】

### コラム

#### 《性犯罪捜査に従事する職員への講習》

県警察では、女性地域警察官を対象とした性犯罪被害者からの事情聴取、病院同行等に関するロールプレイング形式の実習や、男性を含めた捜査員を対象とした性犯罪捜査実戦塾を行い、被害者の心情に配慮した捜査活動に努めています。



女性地域警察官を対象とした実習

### イ 被害者連絡等の推進

県警察では、事件を担当した警察官が捜査の初期段階において被害者等に、犯罪被害者支援の内容や刑事手続等を記載したリーフレット等を交付して教示するほか、その後の捜査の進展状況や加害者の検挙状況等の情報を提供します。

【担当課：警察本部捜査第一課、県民サービス課】

### コラム

#### 《被害者支援用リーフレット「たいせつなあなたへ」》

警察が事件を検挙するためには、被害者から当時の状況を聴取し、被害状況を再現するなどして捜査を進めていく必要があることから、被害者に二次的な苦痛を与えてしまう可能性があります。本リーフレットでは、捜査の流れや民間の援助団体等を紹介することにより、被害者が抱えている様々な不安の軽減につながるよう努めています。



### ウ 公費負担制度の実施

県警察は、性犯罪被害者の精神的、経済的負担を軽減し、円滑な捜査活動への理解と協力を図るため、一定の要件を満たせば、初診料、性感染症予防措置料、緊急避妊処置料、被害事実を証明するため警察に提出する診断書の作成に係る経費について公費で負担しています。

【担当課：警察本部県民サービス課】

## エ 心理専門職によるカウンセリングの実施

性犯罪被害者の負担を軽減し、相談に対して適切に対応するため、県警察においては、臨床心理士の資格を有する職員を効果的に活用します。また、県においては、被害者支援を行う民間支援団体に対して、臨床心理士を派遣し、カウンセリングを実施しています。

【担当課：警察本部県民サービス課、人権施策課】

## オ 医療機関における性犯罪被害者の心情に配慮した証拠採取等

性犯罪の潜在化を防止するため、医療機関に対して、証拠採取のための資機材をあらかじめ配付することで、被害者が加害者の刑事処罰を望んだ場合に、証拠資料が不足することがないようにし、性犯罪被害者が医療機関を訪れ、相談等した段階で証拠資料を採取して保管することができるよう、医療機関への働き掛けを進めます。

【担当課：警察本部捜査第一課】

## カ 関係機関との連携の推進

被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に関係する部局と民間支援団体等との連携を促進するとともに、ワンストップ支援センターの設置等、性犯罪被害者支援体制の充実を図ります。

【担当課：女性活躍推進課、人権施策課、警察本部県民サービス課、捜査第一課】

## コラム

### 《性犯罪・性暴力被害者の相談窓口「ならSARASAネット」》

性犯罪・性暴力の被害者が一人で悩まず安心して相談できるよう、奈良県産婦人科医会と公益社団法人なら犯罪被害者支援センターが「性暴力等被害者の相互支援に関する協定～ならSARASAネット～」を締結し、性暴力等被害者の支援を行っています。警察等の捜査機関で犯罪として扱われた「性犯罪」だけでなく、性暴力の被害が心身に受けた影響から早期に回復するため、相談や診察等の支援を行っています。

#### 〈性暴力被害専用電話〉

090-1075-6312 [(公社)なら犯罪被害者支援センター]

10:00～16:00 (土・日・祝・年末年始を除きます)

女性の支援員が対応します

#### 〈妊娠等の悩み相談窓口〉

080-8323-1450 [奈良県産婦人科医会]

9:00～24:00 (毎日)

## (3) 未然防止に向けた取組の推進

### ア 関係機関との連携強化による事案の把握

県警察では、学校、防犯ボランティア団体等の関係機関に対して情報提供をするとともに、早期通報の呼び掛けを行い、「声かけ」、「つきまとい」等の前兆事案の迅速かつ正確な把握に努めます。

また、県警察、学校、防犯ボランティア団体等の関係機関が連携を強化し、把握した情報の共有を徹底します。

【担当課：警察本部人身安全対策課、生活安全企画課、

教育振興課、教育委員会生徒指導支援室】

### イ 広報啓発活動の推進

同種事案の発生防止の観点から、関係者のプライバシーを十分配慮した上で、事案概要及び防犯対策に役立つ情報をウェブサイトへの掲載やメール配信を始め、テレビやラジオ放送等、各種広報媒体を活用してタイムリーに提供します。

【担当課：警察本部人身安全対策課、教育振興課、教育委員会生徒指導支援室】

### ウ 被害防止のための講習会等の実施

学校、企業、ボランティア団体、市町村等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯機器の貸出し、相談等による助言、指導等を積極的に行います。

【担当課：教育委員会生徒指導支援室、教育振興課、  
警察本部生活安全企画課、人身安全対策課、少年課】



女子生徒に対する護身術講習



防犯ブザー携帯に関する街頭啓発活動

### エ 犯罪の起きにくい環境づくりの推進

性犯罪やその前兆とみられる「声かけ」、「つきまとい」等は、夜間、帰宅途中の女性を駅で物色の上、追尾し、人通りが少なくなったところで敢行されることが多く見受けられます。防犯灯の設置や見通しの良い公園の整備に加え、防犯カメラは犯罪の未然防止と発生した場合の速やかな検挙に有効であることから、市町村や自治会、事業者等が主体となった設置を働き掛けるとともに、適切な管理・運用のためのアドバイスを行います。

また、警察施設（警察署・分庁舎、交番、駐在所）の多くが、駅前・主要幹線道路等の交通要所に所在しており、防犯カメラを設置することで周辺地域の安全対策に大きな効果を発揮することが期待できることから、交番等への防犯カメラ設置を進めます。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

## 4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
医療費等の公費負担 【3(2)ウ】	性犯罪被害者の精神的、経済的負担を解消するため、緊急避妊に係る費用等について公費で負担します。	警察本部県民サービス課
心理専門職派遣事業 【3(2)エ】	犯罪被害者の相談に対して適切に対応するため、民間支援団体に対し、心理専門職の派遣を行っています。	人権施策課
【再掲】ナポくんメール	県警察で認知した不審者情報等をメールによ	警察本部生活安

配信事業 【3(3)イ】	り配信します。	全企画課、人身 安全対策課
【再掲】ならどっとFM を活用した情報発信 【3(3)イ】	子供や女性を対象とした性的犯罪・脅威事犯 防止のための情報を発信します。	警察本部人身安 全対策課
【再掲】奈良県地域防犯 重点地区支援事業補助金 交付事業 【3(3)エ】	市町村が防犯カメラの設置に関する事業を行 う場合、当該事業に要する経費について、予算 の範囲内で補助金を交付する「奈良県地域防犯 重点地区支援事業補助金交付事業」を行ってい ます。	安全・安心まち づくり推進課
【再掲】防犯カメラ設置 事業 【3(3)エ】	犯罪の起きにくい社会づくりのため、駅前や 主要幹線道路等の交通要所や住宅・学校周辺等 に所在し、地域の安全・安心の拠点である交番 ・駐在所等に防犯カメラの設置を推進していま す。	警察本部生活安 全企画課

## 5 関係者に期待される役割

市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者からの相談を受理した場合は、関係機関、民間支援団体等と連携し、被害の早期回復及び軽減を図ってください。</li> <li>・ 市町村教育委員会は、女性を対象とした犯罪の被害や犯罪の前兆と思われる不審者情報について、警察、学校等の関係機関と正確な情報の共有を図ってください。</li> <li>・ 市町村教育委員会は、学校、県警察等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催等による助言、指導等を積極的に行ってください。</li> <li>・ 犯罪の起きにくい環境づくりのため、街頭防犯カメラの設置及び自治会等による設置の支援を行ってください。</li> </ul>
県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悩んでいる方がおられたら、警察に相談してください。</li> <li>・ 不審者を発見した場合には、県警察、学校、市町村教育委員会等に情報提供をお願いします。</li> <li>・ ナポくんメールへの登録をお願いします。</li> </ul>

## 6 KPI 指標

指標名	現状	目標	担当課
【再掲】全警察官に占める 女性警察官の割合	9.3% (H28.4.1)	10.0% (H30.4.1)	警察本部警務課
性犯罪捜査担当者の知識・ 技能向上を図る講習（実戦 塾等）の受講率		100% (H29～H33年度)	警察本部捜査第一課
県内産科医と連携した、医 療機関における性犯罪証拠 採取の枠組みの構築	無し (H27年度)	構築 (H33年度)	警察本部捜査第一課

性犯罪被害への総合的な支援を一元的に行う「ワンストップ支援センター」の設置	無し (H27年度)	設置 (H33年度)	女性活躍推進課、人権施策課 警察本部県民サービス課、捜査第一課
【再掲】ナポくんメール配信先件数	10,899件 (H27年12月末)	30,000件 (H33年12月末)	警察本部生活安全企画課、人身安全対策課
【再掲】警察施設（交番・駐在所、警察署、分庁舎）への防犯カメラ設置数	20施設 (H28年度)	94施設 (H33年度)	警察本部生活安全企画課
【再掲】防犯カメラ補助金事業を予算化した市町村数	7市町村 (H28年度)	19市町村 (H33年度)	安全・安心まちづくり推進課 警察本部生活安全企画課

## 7 関係する他計画等

- ・ 奈良県警察におけるワークライフバランス等推進のための取組計画